

最高裁秘書第5203号

平成30年1月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成29年12月11日付け（同月13日受付，最高裁秘書第4958号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

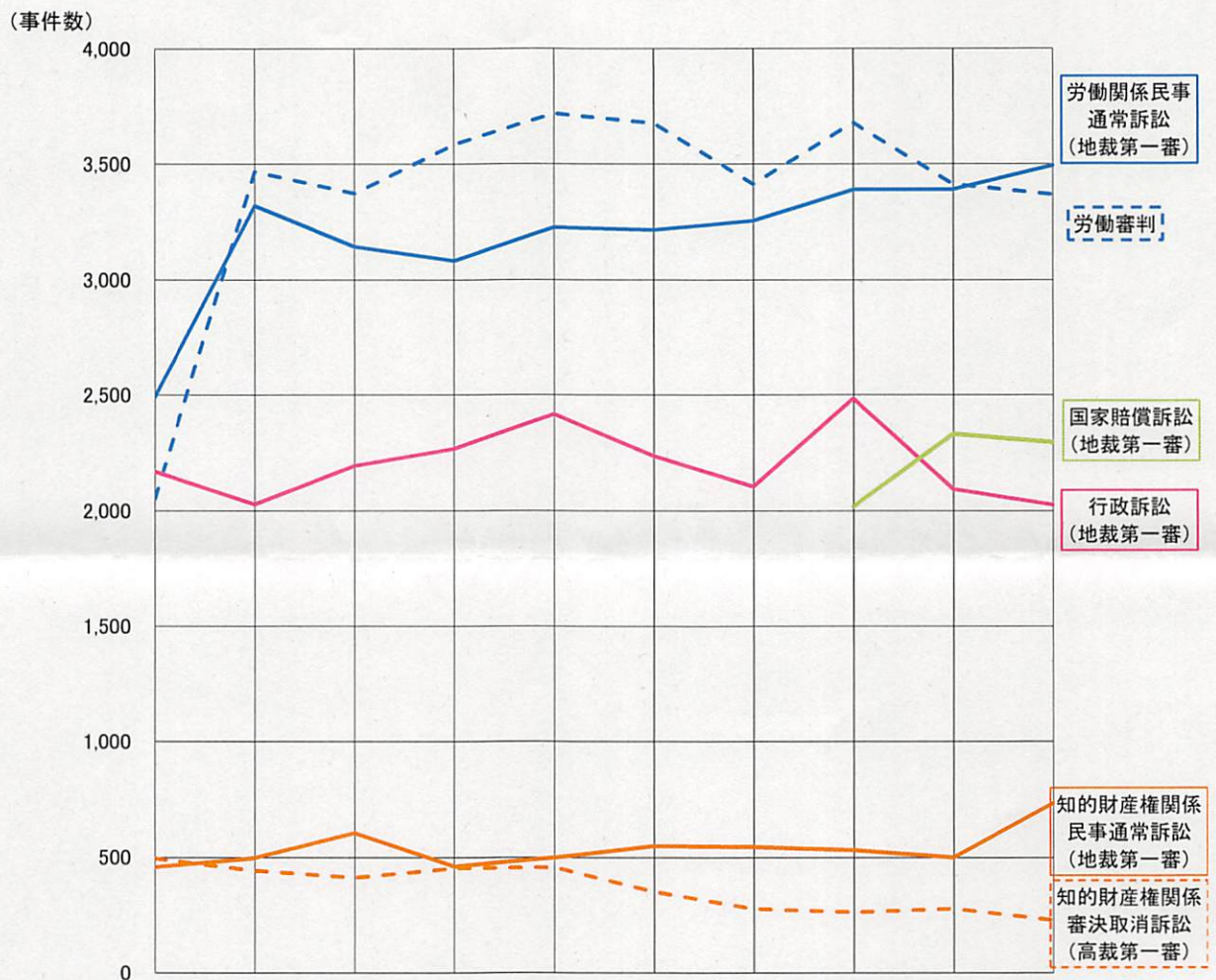
1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 第1表 行政・労働・知財の各事件の年度別新受件数の比較（平成20年～平成29年）（片面で1枚）
- (2) 第3表 国家賠償訴訟（地方裁判所第一審）月別 新受件数（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

第1表 行政・労働・知財の各事件の年度別新受件数の比較(平成20年～平成29年)



	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
労働審判	2,052	3,468	3,375	3,586	3,719	3,678	3,416	3,679	3,414	3,371
労働関係民事 通常訴訟 (地裁第一審)	2,493	3,321	3,144	3,082	3,227	3,216	3,257	3,391	3,392	3,496
行政訴訟 (地裁第一審)	2,170	2,029	2,195	2,268	2,417	2,237	2,106	2,486	2,094	2,028
国家賠償訴訟 (地裁第一審)	-	-	-	-	-	-	450	2,020	2,332	2,297
知的財産権関係 民事通常訴訟 (地裁第一審)	459	498	605	461	499	550	546	532	501	735
知的財産権関係 審決取消訴訟 (高裁第一審)	496	443	413	453	457	353	278	263	279	229
(参考) 労働関係行政訴訟 (地裁第一審)	314	272	325	354	291	271	254	253	251	289

(注) 1. 表中、黒字部分の数値はSSDBSIによる数値であり、朱書き部分の数値は最高裁判所行政局調べの数値である。

2. 平成29年の上記黒字部分の数値は、同年10月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。

3. 国家賠償訴訟(地裁第一審)は、通常訴訟事件に限る。平成26年の数値は、10月から12月までの数値である。

また、平成29年の数値は、同年9月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。

4. 知的財産権関係審決取消訴訟(高裁第一審)の平成29年の数値は、同年9月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。

5. 労働関係行政訴訟(地裁第一審)の平成29年の数値は、同年8月までの累計件数の前年同月比から推計した数値である。

第3表 国家賠償訴訟(地方裁判所第一審) 月別 新受件数

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	対前年比
1月	—	—	106	159	180	↗113.2%
2月	—	—	148	167	163	⇒ 97.6%
3月	—	—	148	232	233	⇒100.4%
4月	—	—	151	196	184	⇒ 93.9%
5月	—	—	165	190	191	⇒100.5%
6月	—	—	177	188	184	⇒ 97.9%
7月	—	—	199	199	169	↘ 84.9%
8月	—	—	162	169	178	⇒105.3%
9月	—	—	194	215	207	⇒ 96.3%
10月	—	144	194	169		
11月	—	150	177	216		
12月	—	156	199	232		
9月累計	—	—	1450	1715	1689	⇒ 98.5%
総計	—	450	2020	2332	2297	⇒ 98.5%

(最高裁判所行政局調べ)

(注)1. 平成26年の数値は、10月から12月までの数値である。

2. 平成29年の総計は、推計値である(29年計=28年計×当月累計対前年比)。